

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥栖市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

佐賀県鳥栖市長

## 公表日

令和3年12月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、住民に対して予防接種の実施、健康被害救済のための給付に関する事務を行う。 予防接種に関する事務 予防接種健康被害救済制度給付に関する事務 新型インフルエンザ等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の10、93の2の項 第19条第6号(委託先への提供) 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条, 第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供】 (1)番号法第19条第8号 別表第2の16の2, 16の3, 115の2項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2, 第59条の2 【情報照会】 (1)番号法第19条第8号 別表第2の16の2, 17, 18, 19, 115の2項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2, 第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉みらい部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉みらい部 健康増進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鳥栖市 健康福祉みらい部 健康増進課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市本町3丁目1496番地1 TEL0942-85-3650

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和14年6月1日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第10項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の10の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	事後	
令和14年6月1日	②法令上の根拠	番号法第9条第7項 別表第2 第17項 第18項 第19条の2	【情報提供】 (1)番号法第19条第7項 別表第2の16の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 【情報開示】 (1)番号法第19条第7項 別表第2の16の2、17、18、19の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	
令和14年6月1日	①部署	市民福祉部 健康増進課	健康福祉みらい部 健康増進課	事後	
令和14年6月1日	②所長長の役職名	健康増進課長 内田幸男	健康増進課長	事後	
令和14年6月1日	請求先	市民福祉部健康増進課	健康福祉みらい部 健康増進課	事後	
令和14年6月1日	連絡先	鳥栖市 市民福祉部健康増進課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市本町3丁目1496 番地1 E:0942-85-3650	鳥栖市 健康福祉みらい部 健康増進課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市本町3丁目1496 番地1 E:0942-85-3650	事後	
令和14年6月1日	1. 対象人数 いつ時点の点数か	平成27年1月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和14年6月1日	2. 取扱者数 いつ時点の点数か	平成27年1月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和14年12月1日	②事務の概要	予防接種法に基づく定期予防接種に関する事務 - 予防接種に関する事務 - 予防接種健康被害救済制度給付に関する事務	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、住民に対して予防接種の実施、健康被害救済のための給付に関する事務を行う。 - 予防接種に関する事務 - 予防接種健康被害救済制度給付に関する事務 - 予防接種健康被害救済制度給付に関する事務 - 新型コロナウイルス等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務	事前	
令和14年12月1日	法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の10の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の10、93の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条、第67条の2	事前	
令和14年12月1日	②法令上の根拠	【情報提供】 (1)番号法第19条第7項 別表第2の16の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 【情報開示】 (1)番号法第19条第7項 別表第2の16の2、17、18、19の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	【情報提供】 (1)番号法第19条第7項 別表第2の16の2、115の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報開示】 (1)番号法第19条第7項 別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事前	
令和14年12月1日	II-1対象人数 いつ時点の点数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	
令和14年12月1日	II-2取扱者数 いつ時点の点数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	
令和14年6月1日	②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、住民に対して予防接種の実施、健康被害救済のための給付に関する事務を行う。 - 予防接種に関する事務 - 予防接種健康被害救済制度給付に関する事務 - 新型コロナウイルス等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、住民に対して予防接種の実施、健康被害救済のための給付に関する事務を行う。 - 予防接種に関する事務 - 予防接種健康被害救済制度給付に関する事務 - 新型コロナウイルス等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務 - 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 - ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 - 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供	事後	
令和14年6月1日	③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合利用券連携サーバー	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合利用券連携サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和14年6月1日	法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の10、93の2の項 第18条第9号(発行先への提供) 第18条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の10、93の2の項 第18条第9号(発行先への提供) 第18条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	
令和14年6月1日	II-1対象人数 いつ時点の点数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和14年6月1日	II-2取扱者数 いつ時点の点数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和14年6月1日	④特定個人情報の取り扱い	(○)委託しない	( )委託しない	事後	
令和14年6月1日	委託先における不正な取扱いのリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和14年6月1日	⑤特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	(○)提供・移転しない	( )提供・移転しない	事後	
令和14年6月1日	不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和14年6月1日	②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、住民に対して予防接種の実施、健康被害救済のための給付に関する事務を行う。 - 予防接種に関する事務 - 予防接種健康被害救済制度給付に関する事務 - 新型コロナウイルス等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務 - 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 - ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 - 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、住民に対して予防接種の実施、健康被害救済のための給付に関する事務を行う。 - 予防接種に関する事務 - 予防接種健康被害救済制度給付に関する事務 - 新型コロナウイルス等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務 - 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 - ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 - 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 - 新型コロナウイルス感染症予防接種記録システムの交付	事後	
令和14年12月1日	法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の10、93の2の項 第18条第9号(委託先への提供) 第18条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の10、93の2の項 第18条第9号(発行先への提供) 第18条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	
令和14年12月1日	②法令上の根拠	【情報提供】 (1)番号法第19条第7項 別表第2の16の2、115の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第59条の2 【情報開示】 (1)番号法第19条第7項 別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	【情報提供】 (1)番号法第19条第7項 別表第2の16の2、16の3、115の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第59条の2 【情報開示】 (1)番号法第19条第7項 別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	